

春日部市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



春日部市

令和8年2月版

目次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的	P 1
2	宣誓を行うことができる方	P 1
3	宣誓の流れ	P 2
4	宣誓に必要な書類	P 3
5	パートナーシップ宣誓証明書等の交付	P 5
6	ファミリーシップの届出	P 6
7	パートナーシップ宣誓証明書等の再交付	P 7
8	届出事項の変更	P 7
9	パートナーシップ宣誓証明書等の返還	P 7
10	連携自治体間の転出入	P 8
11	Q & A	P 9

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

春日部市は、春日部市人権施策推進指針の理念に基づき、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重する社会づくりを進めるため、令和5年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

この制度は、パートナーシップの関係にある2人の宣誓を、市が尊重しパートナーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）を交付するものです。

証明書の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金の控除など）は生じませんが、性的指向や性自認に係る性的少数者（以下「性的少数者」という。）の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一つのきっかけになることを期待するものです。

春日部市は、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のため、性的少数者の方への理解促進と支援に取り組んでいきます。

2 宣誓を行うことができる方

- (1) 宣誓を行う当日2人とも民法に規定されている成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ①双方が市内に住所を有している。
 - ②一方が市内に住所を有し、かつ、他方が宣誓書を提出した日から3か月以内に市内への転入を予定している。
 - ③双方が宣誓書の提出日から3か月以内に市内への転入を予定している。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び現にパートナーシップにある者がいないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士でないこと。（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。）ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合は除く。
 - 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
 - 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
 - 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

(1) 受付

①場所 春日部市 総務部 人権共生課

②受付時間 平日 8時30分～17時15分

宣誓日時の相談

※宣誓日の1か月前から受付可

電話・FAX・メール・来所のいずれかで宣誓日時を予約してください。※事前に要件の確認をいたします。

宣 誓

予約した日時に**必ずパートナーの2人**でお越しください。
本人確認書類を提示の上、必要書類（3頁参照）を提出してください。「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップの宣誓に関する確認書」を**市職員の面前**で署名してください。

◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期いたします。

証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を窓口交付します。
(1週間程度要します。郵送を希望する方は、別途切手代など自己負担してください。)

双方又は一方が春日部市に転入予定の場合

転入確認

宣誓後、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。
宣誓後3か月以内に、転入の事実が確認できる書類（3頁参照）を提出してください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご覧ください。

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名してください。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。

(同一世帯の場合は1通)

(4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

春日部市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また転入後、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

(宣誓後3か月以内)

(5) 独身であることを証明する書類(戸籍謄本若しくは抄本、独身証明書など)

戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は独身証明書を本籍地市町村等から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

《外国籍の方》

在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めています。

6 ファミリーシップの届出

ファミリーシップとは、パートナーシップの関係にある方が、その一方又は双方のお子様（養子を含む。）と継続的な共同生活を行っている関係のことです。

宣誓をした方及び宣誓をしようとする方は、届け出ることにより、ファミリーシップとして、お子様の氏名を証明カードに記載することができます。

●必要な書類

- (1) ファミリーシップ記載届出書
- (2) 戸籍抄本（ファミリーシップに含めようとするお子様の記載があるもの）
- (3) 届出人の本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

届出をしようとしている方へ

パートナーシップの宣誓は、主に宣誓する方に関わる事柄であるのに対し、ファミリーシップの届出は、お子様にも関わる事項です。

そのため、お子様がファミリーシップの関係や制度を理解できるよう、お子様の発達段階に合わせて継続的に説明を行うとともに、お子様の意思を十分に尊重してください。

証明カードに氏名を記載されたお子様へ

「パートナーシップ宣誓証明カードに関する申立書」を提出することにより、証明カードから自身の氏名を削除するよう申し立てることができます。

7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

8 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり申請してください。

9 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出した場合は、証明書を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

※ 本市と自治体間連携を締結する自治体に転出する場合で、パートナーシップの宣誓の継続を希望する方は、8ページをご覧ください。

10 連携自治体間の転出入

春日部市でパートナーシップの宣誓をしている方が、市外へ転出する場合、転出先自治体で改めてパートナーシップの宣誓の手続きをしていただく必要があります。

春日部市が自治体間連携の協定を締結している自治体に転出する場合には、簡易な手続きによりパートナーシップの宣誓が継続できます。

春日部市が連携協定を締結している自治体

○県内自治体とのパートナーシップ制度に係る連携に関する協定

令和7年2月5日に、県内すべての自治体と連携協定を締結しました。詳細は、お問い合わせください。

○全国的なパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク

加入自治体は、市ホームページ「パートナーシップ制度に係る自治体間連携」のページ内の「自治体間連携ネットワーク構成団体一覧」をご確認ください。

※下記二次元コードまたはURLから内容をご確認いただけます



https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/jinken/gyomuannai/1_1/28737.html

11 Q&A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、春日部市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、お二人のパートナーとしての関係を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。このため、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 2 本制度を導入することにより、性的少数者に関する社会的理解の広がりや多様性を認めあう社会の実現を目指しています。

Q 3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q 4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A 4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q 5 パートナーシップ宣誓制度に費用はかかりますか？

A 5 宣誓証明書や宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q 6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A 6 春日部市公式ホームページで手に入れることができます。

Q 7 宣誓証明書や宣誓証明カードは即日発行されますか？

A 7 宣誓後、提出書類を確認しますので、即日交付はできません。

1週間程度で窓口交付いたします。郵送を希望する場合は、別途、封筒、切手代などの負担をお願いします。

Q 8 普通養子縁組をしています、宣誓できますか？

A 8 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。ただし、このような宣誓等の制度がない状況でやむを得ず、普通養子縁組を行ったなど、パートナーシップを目的にしたものである場合を除きます。

Q 9 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A 9 外国籍の方も、市民である、又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q 10 通称は使用できますか？

A 10 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

Q 11 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？

A 11 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q 12 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A 12 市営住宅の入居申込や犯罪被害者見舞金の支給などの行政サービスを受けることができます。

Q 13 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A 13 代理の宣誓はできません。必ず宣誓者の二人が揃って窓口にお越しください。

Q 14 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A 14 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。

Q 15 プライバシーは、守られますか？

A 15 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で対応します。また、提出された書類や記載されている内容等については外部に情報提供することはありません。

Q16 ファミリーシップの届出は、パートナーシップ宣誓と同時に行う必要がありますか？

A16 同時に行うこともできますが、宣誓後に別途届け出することも可能です。必要書類を添えて手続きを行ってください。

Q17 ファミリーシップの届出ができるこどもに年齢制限はありますか？

A17 年齢制限はありません。ただし、制度の趣旨を踏まえ、お子様の意思を尊重してください。

Q18 ファミリーシップの届出について、こどもの同意は必要ですか？

A18 ファミリーシップの届出は、お子様にも関わる制度です。そのため、お子様の年齢や発達段階に応じて十分に説明を行い、意思を尊重することが重要です。制度の趣旨を理解したうえで届出を行ってください。

Q19 ファミリーシップの関係に変更があった場合はどうすればよいですか？

A19 お子様の転出や氏名の変更など、届出内容に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」を提出してください。

なお、証明カードに記載されたお子様の氏名の削除を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓証明カードに関する申立書」により申し立ててください。

Q20 ファミリーシップに記載されたこどもが成人した場合、どうなりますか？

A20 成人し削除を希望する場合は、申立書により手続きを行ってください。

Q21 パートナーの一方が亡くなった場合、ファミリーシップはどうなりますか？

A21 パートナーの一方が亡くなった場合は、パートナーシップが終了するため、原則として証明書等を返還していただくことになります。

ファミリーシップについても、パートナーシップを前提とした制度であることから終了となります。

Q22 ファミリーシップの届出により、親子関係などの法的効果は生じますか？

A22 法的な親子関係や扶養義務などは生じません。

問い合わせ先

春日部市 総務部 人権共生課

- 住 所 〒344-8577
春日部市中央七丁目2番地1
- 電 話 048-736-1130
- FAX 048-733-3825
- メール jinken@city.kasukabe.lg.jp